

有料職業紹介事業における手数料等について

当事業所が行う有料職業紹介事業およびこれに付随する関連業務に関する手数料等は、以下のとおりです。

1. 有料職業紹介事業に係る手数料

当事業所が行う有料職業紹介事業に基づく手数料は、求人者に対してのみ発生し、求職者からは一切徴収しません。

当事業所が紹介した求職者が、求人者に入社（就業開始）した場合に限り、成功報酬として手数料を申し受けます。

紹介手数料の額は、当該求職者の理論年収の200%以内（消費税別）とし、具体的な手数料率については、求人者との個別契約により定めるものとします。

なお、理論年収とは、月例給与、賞与およびその他定期的に支給される手当を含めた年収額を指します。

2. 求人受付および採用支援に関する業務

当事業所は、有料職業紹介事業とは別に、求人受付、採用計画立案、要件整理等の採用支援業務を行う場合があります。

これらの業務は、職業紹介の成否にかかわらず提供される業務であり、職業紹介手数料とは別個の対価として、求人者との合意に基づき、150万円（消費税別）を申し受けることがあります。

3. 専門的な相談業務

当事業所は、採用戦略、人材要件設計、組織設計等に関する専門的な相談業務を行う場合があります。

当該業務は有料職業紹介事業とは別個に提供されるものであり、当該相談業務の結果として職業紹介が行われる場合があります。

当該業務に係る手数料の額は、当該求職者の理論年収の200%以内（消費税別）とし、具体的な手数料率については、求人者との個別契約により定めるものとします。

なお、理論年収とは、月例給与、賞与およびその他定期的に支給される手当を含めた年収額を指します。

4. ヘッドハンティング業務

当事業所は、有料職業紹介事業とは別に、特定人材の調査、情報収集、アプローチ支援等を内容とするヘッドハンティング業務を行う場合があります。

当該業務については、以下の費用を申し受けることがあります。

- ・着手金：1,000万円（消費税別）

- ・活動費：1日あたり200万円（消費税別）

なお、当該ヘッドハンティング業務は、有料職業紹介事業における職業紹介そのものを保証するものではなく、職業安定法上の職業紹介手数料とは別個の業務対価として取り扱われます。

5. 返戻金制度（返金規定）

当事業所が紹介した求職者が、入社日から3か月以内に、自己都合または当事業所の責に帰すべき事由により退職した場合、以下の返戻金制度を適用します。

- ・入社後3か月以内に退職した場合：紹介手数料の10%を返金します。

上記期間を経過した場合、返金はいりません。

【事業所情報】

事業所名：リファレンス株式会社

所在地：〒154-0004 東京都世田谷区太子堂1-15-6 橋本ビル4階

有料職業紹介事業許可番号：13 - コー304899

代表者名：砂金 勇樹